

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則
.....（自然環境課） 1
- 北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則及び北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則.....（医療業務課） 1
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則.....（施設運営指導課） 2
- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則.....（子ども未来推進局） 3

訓 令

- 北海道職員被服貸付規程の一部を改正する訓令.....（人事課） 4

規 則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第54号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年北海道規則第58号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とし、第3条の2を第3条とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（公聴会）

第7条の2 知事は、法第28条第6項（法第29条第4項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を告示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めた者（以下この条において「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による告示は、公聴会の日 の 3 週間前までに本庁の掲示場への掲示その他道

民に広く周知できる方法により行うものとする。

3 第1項の規定による通知を受けた公述人は、当該公聴会の日 の 1 週間前までに、当該公聴会において聴こうとする案件に対する意見の要旨及び理由を記載した文書を知事に提出しなければならない。

4 公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。

5 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の要旨及び理由を陳述させなければならない。ただし、その者が出席していないときは、議長は、その者が提出した第3項の文書の朗読をもってその陳述に代えることができる。

6 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

7 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。

8 公述人及び発言を許された者の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

9 公述人及び発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

10 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。

11 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

第21条中「第2条第3項」を「第7条の2第3項」に改める。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「第3条」を「第2条」に改める。

別記第3号様式の2中「第3条の2」を「第3条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則及び北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第55号

北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則及び北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

（北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則の一部改正）

第1条 北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則（昭和37年北海道規則

第52号)の一部を次のように改正する。

第2条の3第4号中「第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち重症心身障害児施設」を「第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設(同法第7条第2項に規定する重症心身障害児に対し治療が行われている施設であって知事が定めるものに限る。)」に改め、同条第5号中「第7条第6項」を「第6条の2第3項」に改め、「指定された」の次に「国立病院(」を、「医療機関」の次に「をいう。次号及び次条において同じ。)」を加え、同条第6号中「第8条第25項」を「第8条第27項」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する療養介護医療を提供する施設(重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者に対し治療が行われている施設又は重度の肢体不自由者に対し治療が行われている国立病院であって、知事が定めるものに限る。)

第2条の4第3号中「第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち重症心身障害児施設」を「第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設(同法第7条第2項に規定する重症心身障害児に対し治療が行われている施設であって知事が定めるものに限る。)」に改め、同条第4号中「第7条第6項」を「第6条の2第3項」に、「独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関」を「国立病院」に改め、同条第5号中「第8条第25項」を「第8条第27項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 障害者自立支援法第5条第6項に規定する療養介護医療を提供する施設(重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者に対し治療が行われている施設又は重度の肢体不自由者に対し治療が行われている国立病院であって、知事が定めるものに限る。)

(北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部改正)

第2条 北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則(昭和38年北海道規則第143号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第4号中「第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち重症心身障害児施設」を「第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設(同法第7条第2項に規定する重症心身障害児に対し治療が行われている施設であって知事が定めるものに限る。)」に改め、同条第5号中「第7条第6項」を「第6条の2第3項」に改め、「指定された」の次に「国立病院(」を、「医療機関」の次に「をいう。次号及び次条において同じ。)」を加え、同条第6号中「第8条第25項」を「第8条第27項」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する療養介護医療を提供する施設(重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者に対し治療が行われている施設又は重度の肢体不自由者に対し治療が行われている国立病院で

あって、知事が定めるものに限る。)

第7条の3第3号中「第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち重症心身障害児施設」を「第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設(同法第7条第2項に規定する重症心身障害児に対し治療が行われている施設であって知事が定めるものに限る。)」に改め、同条第4号中「第7条第6項」を「第6条の2第3項」に、「独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関」を「国立病院」に改め、同条第5号中「第8条第25項」を「第8条第27項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 障害者自立支援法第5条第6項に規定する療養介護医療を提供する施設(重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者に対し治療が行われている施設又は重度の肢体不自由者に対し治療が行われている国立病院であって、知事が定めるものに限る。)

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
(北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例(昭和36年北海道条例第84号)に基づく修学資金の貸付の決定を受けた者が施行日前に看護師として第1条の規定による改正前の北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則第2条の3第4号若しくは第5号又は第2条の4第3号若しくは第4号に掲げる施設に勤務した場合においては、その業務に従事した期間については、当該施設は、それぞれ第1条の規定による改正後の北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則第2条の3第4号若しくは第5号又は第2条の4第3号若しくは第4号に掲げる施設に該当するものとみなす。
(北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 施行日前に北海道看護職員養成修学資金貸付条例(昭和38年北海道条例第19号)に基づく修学資金の貸付の決定を受けた者が施行日前に第2条の規定による改正前の北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則第7条の2第4号若しくは第5号又は第7条の3第3号若しくは第4号に掲げる施設において看護業務に従事した場合においては、その従事した期間については、当該施設は、それぞれ第2条の規定による改正後の北海道看護職員養成修学資金貸付条例施行規則第7条の2第4号若しくは第5号又は第7条の3第3号若しくは第4号に掲げる施設に該当するものとみなす。

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第56号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成18年北海道規則第84号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第32条第1項」を「第51条の14第1項」に、「指定相談支援事業者」を「指定一般相談支援事業者」に改める。

第2条中「（法第40条において準用する場合を含む。次条において同じ。）及び法第38条第1項」を「、第38条第1項及び第51条の19第1項」に改める。

第3条中「又は法第38条第1項」を「、第38条第1項又は第51条の19第1項」に、「若しくは相談支援事業所又は障害者支援施設」を「、障害者支援施設又は一般相談支援事業所」に改める。

第4条を次のように改める。

（変更等の届出）

第4条 法第46条第1項若しくは第3項又は第51条の25第1項の規定による変更の届出は、別記第2号様式の変更届出書によってしなければならない。

2 法第46条第1項若しくは第51条の25第1項の規定による事業の再開の届出又は法第46条第2項若しくは第51条の25第2項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出は、別記第3号様式の再開・廃止・休止届出書によってしなければならない。

第6条中「第51条」の次に「又は第51条の30第1項」を加え、同条第1号中「指定相談支援事業者」を「指定一般相談支援事業者」に、「第50条第4項において準用する同条第1項」を「法第51条の29第1項」に改め、同条第2号中「相談支援事業を」を「一般相談支援事業を」に、「相談支援事業所」を「一般相談支援事業所」に改め、同条第5号中「相談支援事業所」を「一般相談支援事業所」に改める。

別記第1号様式中「第38条第1項」の次に「、第51条の19第1項」を加え、「、指定相談支援事業者」を「、指定一般相談支援事業者」に、

「

指定相談支援事業所					
-----------	--	--	--	--	--

」

を

「

指定一般相談支援事業所(地域移行支援)					
指定一般相談支援事業所(地域定着支援)					

」

に改める。

別記第2号様式中「第2項」を「第3項・第51条の25第1項」に、「指定相談支援」を「指定一般相談支援」に、「知的障害者援護施設」を「障害者支援施設」に、

「

20	同一敷地内にある入所施設及び病院の概要
21	障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

」

を

「

20	同一敷地内にある入所施設及び病院の概要
----	---------------------

」

に改める。

別記第3号様式中「廃止・休止・再開届出書」を「再開・廃止・休止届出書」に改め、「第46条第1項」の次に「(第2項・第51条の25第1項・第2項)」を加え、「廃止(休止・再開)をしました」を「再開(廃止・休止)をしました(します)」に、

「

廃止(休止・再開)をする事業所

」を「

再開(廃止・休止)をした(する)事業所

」に、「廃止・休止・再開」

を「再開・廃止・休止」に、「した理由」を「する理由」に、「指定相談支援を受けていた」を「指定地域相談支援を受けている」に、「した場合」を「する場合」に改め、同様式末尾欄外備考2の事項中「廃止、休止又は」を「再開の場合は、」に改め、同様式末尾欄外備考に次のように加える。

3 廃止又は休止の場合は、廃止又は休止をする日の1月前までに届け出てください。

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合には、この規則による改正後の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第57号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 児童福祉法施行細則（昭和32年北海道規則第128号）の一部を次のように改正する。 第16条の2から第16条の5までを削る。 第17条を次のように改める。 （緊急措置に係る報告） 第17条 法第47条第5項後段の規定により児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親が行う報告は、別記第20号様式の3によってしなければならない。 第17条の次に次の4条を加える。 （認可外保育施設の設置の届出） 第17条の2 法第59条の2第1項の規定による同項に規定する施設（以下「認可外保育施設」という。）の設置の届出は、別記第20号様式の4によってしなければならない。 （認可外保育施設の変更の届出） 第17条の3 法第59条の2第2項前段の規定による認可外保育施設の変更の届出は、別記第20号様式の5によってしなければならない。 （認可外保育施設に係る事業の廃止等の届出） 第17条の4 法第59条の2第2項後段の規定による認可外保育施設に係る事業の廃止又は休止の届出は、別記第20号様式の6によってしなければならない。 （認可外保育施設の運営の状況の報告） 第17条の5 法第59条の2の5第1項の規定による認可外保育施設の運営の状況の報告は、毎年4月30日までに、別記第20号様式の7によってしなければならない。 第26条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、第9号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。 （9）法第47条第5項後段の規定による報告の受理に関すること。 別記第20号様式の6中「（第16条の5条関係）」を「（第17条の5条関係）」に改め、同様式を別記第20号様式の7とする。 別記第20号様式の5中「（第16条の4条関係）」を「（第17条の4条関係）」に改め、同様式を別記第20号様式の6とする。 別記第20号様式の4中「（第16条の3条関係）」を「（第17条の3条関係）」に改め、同様式を別記第20号様式の5とする。 別記第20号様式の3中「（第16条の2条関係）」を「（第17条の2条関係）」に改め、同様式を別記第20号様式の4とし、別記第20号様式の2の次に次の1様式を加える。 別記第20号様式の3（第17条関係） 安全確保のための緊急措置の報告 年 月 日	児童相談所長 様 住所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地） 報告者 氏名（法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名） 印 児童福祉法第47条第5項後段の規定により次のとおり報告します。 記 <table><tr><td rowspan="2">児 童 等</td><td>氏 名</td><td></td></tr><tr><td>生年月日</td><td>年 月 日 生 (歳)</td></tr><tr><td rowspan="3">緊 急 措 置 が 必要となった 原因となる事象</td><td>発生日時</td><td>年 月 日 午前・午後 時 分</td></tr><tr><td>場 所</td><td></td></tr><tr><td>内 容</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">緊 急 措 置</td><td>措置日時</td><td>年 月 日 午前・午後 時 分</td></tr><tr><td>場 所</td><td></td></tr><tr><td>内 容</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">今 後 の 見 込 み</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">連 絡 先</td><td>住 所</td><td></td></tr><tr><td>電話番号</td><td></td></tr></table> 附 則 この規則は、平成24年4月1日から施行する。	児 童 等	氏 名		生年月日	年 月 日 生 (歳)	緊 急 措 置 が 必要となった 原因となる事象	発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分	場 所		内 容		緊 急 措 置	措置日時	年 月 日 午前・午後 時 分	場 所		内 容		今 後 の 見 込 み			連 絡 先	住 所		電話番号	
児 童 等	氏 名																											
	生年月日	年 月 日 生 (歳)																										
緊 急 措 置 が 必要となった 原因となる事象	発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分																										
	場 所																											
	内 容																											
緊 急 措 置	措置日時	年 月 日 午前・午後 時 分																										
	場 所																											
	内 容																											
今 後 の 見 込 み																												
連 絡 先	住 所																											
	電話番号																											
訓 令 北海道訓令第6号 本 庁 出 先 機 関 北海道職員被服貸付規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成24年3月30日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道職員被服貸付規程の一部を改正する訓令 北海道職員被服貸付規程（昭和41年北海道訓令第11号）の一部を次のように改正する。																												

題名を次のように改める。

北海道職員被服貸与規程

第1条及び第2条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この訓令は、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。第6条第2項において「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する職員（臨時的任用職員を除く。）をいう。次条及び第9条において同じ。）が職務の遂行上常に専用の被服を着用する必要がある場合の被服の貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(被服の貸与)

第2条 被服は、次に掲げる職務に従事する職員のうち、北海道部設置条例（昭和27年北海道条例第91号）に定める部の長、出納局長及び労働委員会事務局長（以下「部長等」という。）が別に定める職員（以下「被服貸与対象職員」という。）に対して貸与する。

- (1) 職務の性質上、衣服の汚損又は摩耗が著しく、被服を必要とする職務
- (2) 医療、防疫その他の保健衛生の観点から被服を必要とする職務
- (3) 被服の着用により従事する職務を象徴する必要がある職務

2 部長等は、前項の規定により被服貸与対象職員に貸与する被服について、その職種ごとの品目、数量、服制及び貸与期間（次項において「被服貸与に係る事項」という。）を別に定めなければならない。

3 部長等は、前2項の規定により被服貸与対象職員又は被服貸与に係る事項を定めるに当たっては、あらかじめ、総務部長の承認を得なければならない。これらを変更するときも、同様とする。

4 所属長は、第2項の規定により部長等が別に定める被服の数量及び貸与期間にかかわらず、被服の使用状況又は損傷の程度により、その数量を減じ、又はその貸与期間を延長することができる。

第3条の見出しを「（被服の貸与時期）」に改め、同条第1項中「貸付被服」を「被服」に、「日に貸付する」を「時期に貸与する」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 新たに被服貸与対象職員となった者に対する貸与 当該被服貸与対象職員となったとき。
- (2) 現に被服の貸与を受けている者に対する新たな貸与 前条第2項の規定により部長等

が別に定める貸与期間を経過した後の6月又は10月のいずれか早い時期

第3条第2項中「日」を「時期」に、「貸付」を「貸与」に改める。

第4条を削る。

第5条中「貸付」を「貸与」に改め、同条を第4条とする。

第6条の見出しを「（被服の保管）」に改め、同条中「貸付」を「貸与」に、「善良なる」を「善良な」に、「保存しなければならない」を「その保管を行わなければならない」に改め、同条を第5条とする。

第7条第1項中「貸付を受けた」を「貸与を受けた」に、「受けていた貸付被服」を「貸与されていた被服」に、「貸付される」を「貸与される」に改め、同項第2号中「職務替え」を「職務換え」に、「第2条第1項に規定する職員」を「被服貸与対象職員」に改め、同項第3号中「職務替え」を「職務換え」に、「被服の貸付を受けることのできる他の職種に異動した」を「他の被服貸与対象職員となった」に改め、同条第2項中「貸付」を「貸与」に、「職務替え」を「職務換え」に改め、同条を第6条とする。

第8条の見出し中「貸付被服」を「被服」に改め、同条中「貸付」を「貸与」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(再貸与)

第8条 所属長は、前条の規定による届出を受理したときは、被服の亡失又は損傷の状況を確認し、職務上必要と認められる場合には、第3条の規定にかかわらず、直ちに被服を再貸与することができる。

第9条を削る。

第10条の見出し中「耐用年数」を「貸与期間」に改め、同条中「耐用年数」を「貸与期間」に、「貸付」を「貸与」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「被服貸付台帳」を「被服貸与台帳」に改め、同条を第10条とする。

第12条を削る。

別表を削る。

別記第1号様式中「（第8条関係）」を「（第7条関係）」に、「貸付被服亡失（損傷）届」を「貸与被服亡失（損傷）届」に、「貸付を受けました」を「貸与された」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式（第10条関係）

被服貸与台帳	勤務箇所	職名	職種	氏名

品 名	貸与 期間	貸 与 年月日	満 了 年月日	数 量	受領 印	貸 与 年月日	満 了 年月日	数 量	受領 印	貸 与 年月日	満 了 年月日	数 量	受領 印	貸 与 年月日	満 了 年月日	数 量	受領 印	貸 与 年月日	満 了 年月日	数 量	受領 印
			() ()	()			() ()	()			() ()	()			() ()	()			() ()	()	
			() ()	()			() ()	()			() ()	()			() ()	()			() ()	()	
			() ()	()			() ()	()			() ()	()			() ()	()			() ()	()	
			() ()	()			() ()	()			() ()	()			() ()	()			() ()	()	
			() ()	()			() ()	()			() ()	()			() ()	()			() ()	()	
			() ()	()			() ()	()			() ()	()			() ()	()			() ()	()	
			() ()	()			() ()	()			() ()	()			() ()	()			() ()	()	
			() ()	()			() ()	()			() ()	()			() ()	()			() ()	()	
			() ()	()			() ()	()			() ()	()			() ()	()			() ()	()	
備 考																					

- (注) 1 満了年月日欄は、上段に部長等が別に定める貸与期間が満了する年月日を、() 内に当該貸与期間を延長した場合の延長後の期間が満了する年月日を記入すること。
- 2 数量欄は、上段に部長等が別に定める数量を、() 内に当該数量を減じて貸与した場合の数量を記入すること。
- 3 貸与された被服を亡失（損傷）した場合は満了年月日欄に「亡失（損傷）」と、被服を再貸与した場合は貸与年月日欄に「再貸与」と記入すること。
- 4 被服が返還された場合は、備考欄にその年月日及び理由を記入すること。

附 則

- 1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の北海道職員被服貸付規程の規定に基づいて貸付されている被服は、この訓令による改正後の北海道職員被服貸与規程の規定に基づいて貸与されたものとみなす。